

| 該当箇所  | 質問内容   | 回答欄   |
|---|--|---|
| 東京都施行規則第5条<喫煙専用室などの技術的基準に関する経過措置>   | 一定の経過措置とは、どのぐらいの期間を想定しているのか？   | ・現在のところ、未定です。<br>国の改正健康増進法と同じ規定であるため、国に確認します。   |
| 法律・条例の全面施行時（2020年4月1日）に既に存在している建物であって、管理者の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合は、上記技術的基準に一定の経過措置が設けられています。 | 「現在在する建築物」に2020年4月以降に新規でテナントとして入った場合は、経過措置が認められないのか？   | ・認められます。<br>改正法の施行日以降に、既存建築物において新たに営業を始めた施設については、経過措置が適用されます（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-3-1より）。これは、国の規定と同じです。  |
|   | 「管理権原者の責めに帰すことができない事由」というのはどうか。ビルオーナーがダメなら、認められるのか？  | ・「管理権原者の責めに帰すことができない事由」とは、「建築物の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合」「ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合」「ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合」等です。よって、ビルのオーナーがダメ（了解が得られない）な場合も、管理権原者の責めに帰すことができない事由として認められます。これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-3-2より）  |
|   | 「管理権原者の責めに帰すことができない事由」というのはどうか。著しく工事費用が高価になってしまう場合は認められるのか？  | ・「管理権原者の責めに帰すことができない事由」とは、「建築物の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合」「ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合」「ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合」等です。よって、著しく工事費用が効果になってしまう場合も、管理権原者の責めに帰すことができない事由として認められます。これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-3-2より）  |
|   | 「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」というのは厚労省の総揮発性有機化合物除去率95%以上、浮遊粉塵量0.015mg/m3と同様か？   | ・同様です。<br>技術的基準の経過措置として、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは、具体的には、「総揮発性有機化合物除去率95%以上であること」「当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉塵量0.015mg/m3以下であること」の要件を満たす機能を有した脱煙機能付きブースを設置し、この喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであることをいいます。<br>また、室外に排気された気体について、その場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じることとされています。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-3-3より） |
|   | 屋内排気型のブースを設置した際は、喫煙ブースの室外から室内に流入する空気の気流は0.2m毎秒なくても認められるのか？   | ・認められます。<br>喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、喫煙室の入口において室外から室内に流入する空気の気流が風速0.2m毎秒以上であることなどの一般的な技術的基準に適合した措置を講じた場合と同程度にたばこの煙の流出を防止できればよいとしています。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-3-3より）   |
|   | 厚労省施行規則第3(2)②等では経過措置を講じている場合は、標識にも表示しなければならないとあるが、どのように記載したらいいのか？  | ・経過措置を講じている喫煙室を設置している施設の出入口に掲げる標識に、『脱煙装置を設置のうえ、たばこの煙を十分に浄化し（喫煙専用室等）室外に排気している』ことを記載してください。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」8-4より）  |
| 「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」といった表記ではなく、「喫煙所」という表記ではダメなのか？   | ・「喫煙所」という表記だけでは、どのような喫煙室が利用者からわかりにくいため、認められません。<br>・喫煙専用室については、「専ら喫煙することができる場所」であり、飲食等が不可であることや、20歳未満の者が立入してはいけないことがわかる表記をしていただく必要があります。<br>・指定たばこ専用喫煙室についても、「喫煙所」だけで、指定たばこという言葉が入っていないと、指定たばこ専用喫煙室であるにもかかわらず、紙巻きたばこも吸える喫煙室だと思われるおそれがあるため、「指定たばこ専用喫煙室」であること、つまり、加熱式たばこのみが吸える（紙巻きたばこは吸ってはいけない）こと、飲食等は可能であること、20歳未満の者が立入してはいけないことを明記してください。<br>・いずれも国の規定と同じです。   |   |
| 技術的基準   | 喫煙目的施設（バー、スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所）の場合、室外が屋外であっても風速0.2m/sの要件を満たさなくてはならないのか？<br>室外が屋外の場合、外の風が強く、風速の測定は困難であると考えます。<br>「健康増進法施行令の一部を改正する政令等に関する意見募集の結果について（パブリックコメント）」において、「喫煙目的施設については0.2メートル毎秒の気流は関係がないということか？」という質問に対し、「喫煙目的室についても、風速0.2m毎秒以上が必要となります。なお、喫煙目的施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙室とすることができる場所とし、かつ当該喫煙目的施設の室外の場所が屋外に当たる場合には、風速要件は不要となりますが、その場合においても、望まない受動喫煙を防止するための措置として、扉等により喫煙目的施設とそれ以外の場所を隔てる措置を講じることが望ましいと考えています。」と書かれているが、都条例においても同様の認識で良いか？ | ・そのとおりです。<br>喫煙専用室や喫煙目的室等において、室外が施設などの屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はありませんが、受動喫煙を防ぐため、その喫煙場所の室内と室外を扉等で隔てる措置を講ずることが望ましいとしています。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-1-6より）   |
|   | 換気扇の能力が弱く、換気扇の能力だけで0.2m/s確保できない場合は、出入口にのれんやカーテン等を設置し基準を満たすことはOKか？  | ・そのとおりです。<br>喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするという工夫をすることは可能です。<br>この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速0.2m毎秒以上を満たしていることが必要となります。なお、通常の換気扇で、屋外排気を行っている場合、のれん・カーテン等を適切に設置することにより、この基準を満たすことが可能となります。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-1-3より）  |
|   | 換気扇等の設備により0.2m/sの風速が確保できない場合は、エアカーテンを使用し、風速確保しても問題ないか？   | ・エアカーテンの設置は認められますが、開口面において喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上になるように調整していただく必要があります。また、風量・風向などの条件により様々な効果や影響が想定されるため、空気の壁の範囲の調整を行う必要があります。<br>これは国の規定と同じです（H31.4.26公表「改正健康増進法の施行に関するQA」7-1-5より）  |
| フロア分煙   | フロア分煙にて、壁天井等による区画化との記載があるが、0.2m/sの要件を満たさなくてはならないのか？  | ・フロア分煙をする場合は、0.2m/sの要件を満たさなくてもよいとされています。（たばこの煙が、専ら喫煙できるフロアから、喫煙禁止のフロアに流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることなど、たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていればよい）<br>これは国の規定と同じです（健康増進法施行規則（省令）第16条第2項/都規則第7条第2項）  |
|   | フロア分煙の喫煙目的室や喫煙可能室は風速基準なく、飲食しながら紙巻きたばこを吸えるのか？   | ・たばこの煙が流出しないような措置をとったフロア分煙であれば、出入口の風速の基準に関わらず、たばこを吸えるようにしたフロアの喫煙目的室や喫煙可能室については、飲食しながら紙巻きたばこを吸えることとなります。（喫煙専用室については、飲食等はできません）<br>これは国の規定と同じです（健康増進法施行規則（省令）第16条第2項/都規則第7条第2項）   |
| 東京都施行規則第4条、第13条<広告又は宣伝方法>   | 「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙目的室設置」「喫煙可能室」設置施設であることを明瞭かつ正確に表示することとあるが、どのように記載すればいいのか？  | ・例えば「当店は、加熱式たばこが吸える専用喫煙室を設置しています」等と記載していただければよいと考えています。（現状では、特に記載方法についての取り決めはありません）   |
| 公衆喫煙所（厚労省施行規則第5-1(1)公衆喫煙所   | 公衆喫煙所には飲料自動販売機を設置できるとあるが、他の喫煙室（「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙目的室設置」「喫煙可能室」）には飲料自動販売機は設置できないのか？   | ・厚生労働省に確認したところ、喫煙専用室については飲食が認められていないため、飲料自動販売機の設置も認められないとのことでした。<br>・なお、「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙目的室」については、「専ら喫煙」ではなく、飲食が認められているため、自動販売機の設置は可能です。   |
| 補助金   | なぜ風営法対象店舗は都の補助金が受けられないのか？  | 風営法業種については、政令公布を受け、警察庁において、喫煙専用室等の設置に係る構造や設備の変更の取り扱いが4月下旬に示されました。<br>これにより、風営法業種に対する補助事業の実施に当たっての前提条件が整ったことから、現在、同業種に係る飲食店についても、新たに補助対象とすることを前提に、事務手続きの調整をしているところです。<br>・1施設において、1階を全面禁煙、2階を加熱式たばこ専用喫煙室とした場合には、補助対象となります。ただし、条例等で定める以下の技術的要件をクリアしていただく必要があります。  |
|   | フロア分煙 1Fは禁煙、2Fは加熱式たばこ専用室にした場合も、補助金は受けられるのか？  | （技術要件）<br>・加熱式たばこの煙が、喫煙することができる階から、喫煙してはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている必要があるほか、その他の喫煙をしてはならない階への、加熱式たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられている必要があります。<br>（東京都受動喫煙防止条例施行規則第4条第2項）<br>・また、全面禁煙室より上階に、加熱式たばこ専用喫煙室を設置いただくことが推奨されています。<br>・なお、上記適切な措置が講じられていれば、0.2m/sの風速基準を適用しなくてもよいとしています。   |
| その他、確認事項  | 喫煙目的施設「局長通知 改正健康増進法 健発0221第一号」「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当し、主食の対象は各地域や文化により異なり、実情に応じて判断」とあるが曖昧であり混乱する。判断者（局・部）は誰がするのか？例えば個人の主観などで判断はぶれないのか？   | ※「各地域や文化」や判断者について、国に確認中です。  |
|   | たばこの対面販売（出張販売を含む。）に関して、都の対応はどういったものになるか？   | ・「対面販売」とは、たばこ事業法に基づきたばこの販売の許可を得た者が営業を行う場所、または、たばこ事業法に基づき出張販売の許可を受けた場所で、たばこの販売をする者によってたばこを販売することをいいます。<br>自動販売機の設置による販売は、出張販売の一形態ではありますが、対面販売にはあたりません。<br>・喫煙目的室の要件として、「対面販売」であることが掲げられています。<br>・いずれも、国の規定と同じです（H31.2.22通知文）   |
|   | 都指定飲食提供施設において、時間帯による喫煙、禁煙の区別は認められないのか？   | ・認められません。<br>従業員の雇用の有無により判断します。   |
|   | 都指定飲食提供施設において、閉店後や開店前はたばこを吸う者がいないので未成年による清掃等が許されるのか？   | ・認められません。<br>未成年（子供）を受動喫煙から守ることが、今般の改正法及び条例の大きなポイントであり、喫煙室は20歳未満の者は利用状況や時間によらず立入不可となります。  |
|   | テラス席で屋根があり、格子で四方を囲われている（囲っている面積は半分以下）ものは屋外扱いか？   | ・屋外と判断されます。<br>これは、国の規定と同じです（H31.2.22通知文）   |
|   | 屋外灰皿の設置について、都の条例と区の条例はどちらが優先されるのか？   | ・区市町村の条例が制定されている地区であれば、区市町村の条例が適用されます。<br>また、屋外の灰皿の設置については、特に都条例上の規定はありません。   |
| 飲食店の喫煙ルールA/Bともに、営業時間内のみ解釈でよろしいか？（例えば、営業時間11:00～21:00以外の仕込みや後片付けの時間）                                     | ・新しい制度は、時間によって規制内容を変えるものではありません。<br>よって、営業時間以外であっても20歳未満の者は喫煙室への立ち入りは禁止です。<br>これは、国の規定と同じです。   |   |

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
|                 | 飲食店で個室の客室がある店舗は、顧客の選択により禁煙・喫煙の使い分けが可能か？  | ・飲食店においては、喫煙専用室等を設置した場合にのみ、その中で喫煙が可能となります。<br>喫煙専用室等の設置は、施設の管理者の責任において行うものであるため、顧客の選択により禁煙・喫煙の使い分けはできません。<br>これは国の規定と同じです。   |
|                 | 加熱式たばこ専用室は補助の対象か？  | 「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置について、補助対象としています。   |
|                 | 補助金の審査期間は、どの程度か？   | 申請から支払いまで、以下のような審査作業を行います。<br>①交付決定：交付申請書受理後、現地調査等を含め、交付決定まで5週間程度要する場合があります。<br>②工事完了後の確認及び測定検査：東京都職員等が現地にて、交付条件を満たしているかの測定検査と確認を行います。<br>③額の確定：実績報告書をご提出いただき、額の確定を行います。実績報告書を受理後、4週間程度要する場合があります。<br>④補助金請求：額の確定後、都への補助金請求を行っていただきますが、請求書の提出期限は4月10日となりますのでご注意ください。 |
|                 | 補助金の審査等にて、現地確認は行うのか？   | 申請書をご提出いただいた後と工事完了後に、あわせて2度の現地調査を行います。<br>また、中小飲食店であり、かつ客室面積が100㎡以下とした申請案件の場合（補助率が9/10の場合）につきましては、申請後の現地調査にて、客席面積の測定も行います。<br>加えて、必要に応じ現地調査を行う場合があります。   |
| 補助金<br>アドバイザー派遣 | 福保アドバイザーは、補助金を利用する際に必ず受ける必要があるのか？<br>どのような対策を行ったらよいのかは、ここに相談すればよいのか？どのような専門家なのか？ | 福保アドバイザーを活用しなくても、補助金の申請は可能です。<br>対策については、喫煙専用室等専門アドバイザーにご相談ください。<br>なお、アドバイザーは、労働安全衛生コンサルタントとして、国の補助事業でも活用されている衛生や工学に関する専門家です。   |
|                 | 補助金が受けられなかった場合など、経過措置はあるのか？  | 厚労省より、一定の事由で、法施行後一定期間の経過措置については、設けられる見通しですが、詳細は未定です。   |
| 都条例関連           | 監視体制について<br>国の規制に上乗せして厳しくしている事項は、従業員に関することだけか？<br>従業員の定義は先日の説明と変わっていないか？         | 保健所となります。これは、国の考え方と同じです。<br>そのとおりです。<br>それ以外のことは、国と同じです。また従業員に関する説明も変わりません。<br>※従業員：労働基準法第9条に規定する労働者（賃金を支払われている者）。<br>ただし、同居親族等を除く   |